

第 115 回静岡市開発審査会会議録

- 1 日 時 令和 5 年 11 月 22 日（水）13 時 30 分から 14 時 30 分まで
- 2 場 所 特別会議室（静岡市役所静岡庁舎 新館 9 階）
- 3 出席者
（委員）
川口会長、中村委員、金子委員、永田委員、片山委員、小沢委員
（処分庁：開発指導課）
大石主幹兼係長、岩谷主査、仲村主任主事
（事務局）
鷺坂開発指導課長、佐藤課長補佐兼係長、鈴木主査
- 4 傍聴人 非公開のため、傍聴人は無し
- 5 議事
議第 1 号 市街化調整区域内の開発許可の個別承認について（個別付議） 1 件
（ 都市計画法第 34 条第 14 号 ）
報告 1 号 市街化調整区域内の建築許可の包括報告について 3 件
（ 都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホ ）
- 6 会議内容（要旨）
（1）議第 1 号 市街化調整区域内の開発許可の個別承認について（個別付議）
・岩谷主査から説明を行った。
・川口会長、中村委員及び片山委員から質問があり、処分庁から回答を行った。（別紙 1 のとおり）
・処分庁から相応の説明がなされたと判断し、当審査会としては本案件について「承認」とした。
（3）報告 1 号 市街化調整区域内の建築許可の包括報告について
・大石係長から分家住宅 2 件、既存建築物の建替えの際の敷地拡大の特例 1 件についての報告を行った。
・委員からの質問は無し

別紙 1

議第 1 号 市街化調整区域内の開発許可の個別承認について	
質問 1 （川口会長） 前提条件を確認したいのですが、トイレ A、 トイレ B 及び車庫は許可不要、ただし、庫裏 C については、建築に当たり本来許可が必要であ	回答 1 （処分庁 岩谷主査） ご認識のとおりです。

<p>ったが、許可を受けていなかったため、今回新設する建物に合わせて包括的に許可を受けるということですか？</p>	
<p>質問 2 (中村委員) 納骨堂の駐車場まで行く経路はどのようになりますか？</p>	<p>回答 2 (岩谷主査) 寺敷地内の北東側に農道から入る既存の駐車場があり、そこを通過して南へ下がる道を進みます。トイレを通り過ぎた付近で左へ曲がり、新設される納骨堂隣の駐車場に行くこととなります。</p>
<p>質問 3 (中村委員) 永代供養のための遺骨を管理する施設は無いのですか？</p>	<p>回答 3 (大石係長) 建物の中に永代供養に関する施設はありませんが、墓地の方に永代供養墓等があるかと思えます。</p>
<p>(川口会長) お墓を持っていても、次世代がお墓を管理することができそうにないため、墓じまいをして納骨堂などに収める人が増えていると思います。そのため、納骨堂建設のニーズはあると思います。</p>	<p>(鷲坂課長) 建築を予定している納骨堂は、580 個の骨壺を納骨できるものと聞いています。</p>
<p>質問 4 (片山委員) 審査項目の 1 つに、「宗教施設を利用する信者の内、相当数の信者が申請地の周辺に居住すると認められること」とありますが、他の地域からの利用が増えると利用者の分母が大きくなり、「相当数」かどうか問われることとなります。 将来的には、審査項目として妥当かどうかという議論になるかと思いますが、今回の納骨堂の利用者はどのような方を想定しているのでしょうか？</p>	<p>回答 4 (大石係長) 施設利用者については、審査時に申請者より事前資料として信徒分布図並びに檀家名簿の提出があり、審査項目のとおり信者の多数が申請地周辺に居住していることを確認しています。 よって、予定建築物を利用される方は周辺居住の信徒が多数であると考えます。</p>

会議録署名人

会 長

委 員